

愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間の利用について適用される愛・地球博記念公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和8年3月24日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分				単位	使用料の額	承認料金		
						(単位:円)	(単位:円)		
アイススケート場 使用料	専用利用	全部利用	アマチュアスポーツの ため利用する場合	平日	30分につき	14,300	14,450		
				土日休日	30分につき	17,300	17,390		
			その他の場合		平日	30分につき	72,700	72,810	
						土日休日	30分につき	87,200	87,370
				アマチュアスポーツの ため利用する場合	平日	30分につき	9,700	9,850	
					土日休日	30分につき	12,000	12,050	
				その他の場合		平日	30分につき	50,200	50,280
						土日休日	30分につき	60,300	60,450
				内リンクの 2分の1利 用	アマチュアスポーツの ため利用する場合	平日	30分につき	4,800	4,920
						土日休日	30分につき	5,900	5,970
				その他の場合		平日	30分につき	25,000	25,150
						土日休日	30分につき	30,100	30,170
			外リンクの 利用	アマチュアスポーツの ため利用する場合	平日	30分につき	8,800	8,900	
					土日休日	30分につき	10,400	10,580	
				その他の場合		平日	30分につき	44,700	44,730
					土日休日	30分につき	53,600	53,750	
			一般利用	中学生以下の者			1人1回につき	800	840
							1人1月につき	8,300	8,400
					回数券		1人1回につき (11回分)	800 (8,800)	8,400
				その他の者			1人1回につき	1,400	1,470
							1人1月につき	14,600	14,700
					回数券		1人1回につき (11回分)	1,400 (15,400)	14,700
			附属設備	移動スタンド		1式30分につき	3,700	3,770	
		電光掲示板		1式30分につき	1,800	1,880			
		照明装置		1点30分につき	300	310			
		音響関係附属設備		1点30分につき	250	250			
		競技用具		1式30分につき	300	310			
野球場 使用料					1面2時間につき	1,600	1,680		
					1面4時間につき	3,200	3,350		
					1面8時間につき	4,900	5,030		
体育館 使用料	専用利用	全部利用			2時間につき	3,100	3,250		
					4時間につき	6,200	6,500		
					8時間につき	9,600	9,750		
				2分の1利用			2時間につき	1,900	1,990
							4時間につき	3,800	3,970
							8時間につき	5,900	5,960
				6分の1利用			2時間につき	600	630
							4時間につき	1,200	1,250
							8時間につき	1,800	1,880
				12分の1利用			2時間につき	300	320
							4時間につき	600	630
					8時間につき	900	950		
		一般利用			1人4時間につき	200	200		

施設名	区分	単位	使用料の額	承認料金	
			(単位:円)	(単位:円)	
多目的球技場 使用料		2時間につき	1,600	1,680	
		4時間につき	3,200	3,350	
		8時間につき	4,900	5,030	
庭球場 使用料	庭球場	1コート2時間につき	600	630	
		1コート4時間につき	1,200	1,250	
		1コート8時間につき	1,800	1,880	
	附属照明設備	1コート1時間につき	500	520	
フットサル場 使用料	フットサル場	1コート2時間につき	600	630	
		1コート4時間につき	1,200	1,250	
		1コート8時間につき	1,800	1,880	
	附属照明設備	1コート1時間につき	500	520	
多目的広場 使用料	多目的広場	2時間につき	1,600	1,680	
		4時間につき	3,200	3,350	
		8時間につき	4,900	5,030	
	附属照明設備	30分につき	2,500	2,620	
魔女の谷のみえる 展望台使用料		1人1回につき	150	150	
茶室 使用料	第一広間又は第二広間	4時間につき	3,700	3,770	
		8時間につき	6,200	6,280	
	中の間又は小間	4時間につき	2,400	2,520	
		8時間につき	4,100	4,190	
体験学習室等 使用料	体験学習室一、二、三	午前	3,800	3,880	
		午後	5,100	5,240	
		夜間	5,100	5,240	
		午前・午後	8,900	9,120	
		午後・夜間	10,200	10,480	
		全日	12,800	12,880	
		多目的スタジオ一、二、三、多目的室一、二、三、四	午前	3,100	3,250
	午後	4,300	4,400		
	夜間	4,300	4,400		
	午前・午後	7,400	7,650		
	午後・夜間	8,600	8,800		
	全日	10,700	10,900		
	附属設備	音響関係附属設備(マイクロホンセット)	1回1式につき	1,900	1,990
		音響関係附属設備(オーディオセット)	1回1式につき	1,000	1,050
		映像関係附属設備(ビデオプロジェクター)	1回1式につき	1,900	1,990
		映像関係附属設備(スクリーン)	1回1台につき	1,900	1,990
		映像関係附属設備(DVDプレイヤー)	1回1台につき	1,100	780
映像関係附属設備(テレビ)		1回1台につき	1,100	780	
ピアノ		午前、午後、夜間の 各1回1台につき	5,100	3,640	
ドラムセット	午前、午後、夜間の 各1回1式につき	1,100	780		
サイクリング用自 転車使用料		1台1周につき	100	100	
コインロッカー 使用料	アイススケート場又は体育館に附属するコ インロッカー以外のコインロッカー	小型	1箱1回につき	300	300
		中型	1箱1回につき	500	500
		大型	1箱1回につき	600	600
クローク使用料		1個1回につき	600	600	

施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金
				(単位:円)	(単位:円)
駐車場 使用料	一般駐車	通常期	二輪自動車又は原動機付自転車	200	200
			普通自動車	500	500
			大型自動車	1,700	1,700
		混雑期	二輪自動車又は原動機付自転車	400	400
			普通自動車	1,000	1,000
			大型自動車	3,400	3,400
	回数駐車		5,000	5,000	

※ただし、回数券は11回分を1セットで購入した者に限る。

愛知県都市公園条例（昭和32年愛知県条例第22号）第8条の3第4項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の利用について適用される愛・地球博記念公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和8年3月24日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金
				(単位:円)	(単位:円)
アイススケート場 使用料	一般利用	中学生以下の者	1人1回につき	800	750
		その他の者	1人1回につき	1,400	1,350

※ただし、愛知県内の消防団員及びその家族を対象とし、消防団員本人は、消防団員カード又は消防団員証等消防団員であることを示すものを提示しなければならない。消防団員の家族は、消防団員家族カード又は家族利用証等消防団員の家族であることを示すものを提示しなければならない。いずれかの提示により同伴する家族全員を割引の対象とする場合に限る。

なお、他の割引との併用は認めない。